

税務・人事労務ワンポイント(394)

相続対策の見直し

税理士 嶋 賢治

控除)があり、一年間にももらった金額が110万円までなら税金はかからず、それを超える部分に税率が10%から55%まで、課税対象の財産額が多くなるにつれ高くなる超過累進課税方式になっています。

現行税制では、相続対策としてシニア世代が子や孫に自分の財産を生前に贈る場合は、暦年贈与と相続時精算課税の二つの方式を検討します。

昨年来の暦年課税見直し方針の報道を受けて、相続時精算課税に注目が向いています。暦年課税は年110万円の非課税枠(基礎

一方、相続時精算課税は60歳以上の父母、祖父母から20歳(今年4月以降は18歳)以上の子、孫への合計贈与額が非課税枠の250万円以内なら、何回贈与しても贈与税はかかりません。2500万円の非課税枠を超えても暦年課税と違って税率は一律20%です。相続時精算課税は、

この制度を一回使うとその受贈者は今後、暦年課税の基礎控除110万円を使えなくなることや、対象となった贈与資産が、相続時点

で再度相続財産に足し戻されて相続税において精算されるので結局は同じことだとの理由からこれまであまり話題に上りませんでした。

親が亡くなる前に子供が必要としているタスキングで比較的多額の資産を贈与税がかからないか暦年課税より少ない税額で贈与できる場面や、先で価値が上がるのが確実な土地や株式などの贈与は相続対策として有利になるなどの限定された場面での相続時精算課税制度の利用ですが、暦年課税制度の行方が厳しい方向に向いている中で制度の内容に注目

が向いているのです。

今後の方向としては、相続時精算課税の非課税枠を現行の2500万円から3000万円に増額する一方、暦年課税の足し戻し範囲を死亡前5～10年以内に広げたり、非課税枠を60万円に縮小したりするなどのシナリオが取り沙汰されています。現行では死亡前3年以内に相続人が暦年課税で贈与を受けていれば、相続財産に足し戻しをされず。

どちらにしても、この年末はつきりする税制改正大綱で行方が決まるまでは相続対策はお預けがいいでしょう。

人事労務管理 何でも相談

本紙同封の質問用紙をご利用ください。
FAX: 095-825-3893

税務・人事労務ワンポイント

バックナンバーを
協会ホームページで
公開中



https://www.vidro.gr.jp/one_point/

※無断転載禁止